

藤岡市農業委員会  
令和5年第1回  
定例会議事録

令和5年1月5日招集

## 令和5年藤岡市農業委員会第1回定例会議事録

令和5年1月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和5年藤岡市農業委員会第1回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 5号 農用地利用配分計画（案）について  
報告第 1号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 2号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員]（13名）

- |            |           |           |          |
|------------|-----------|-----------|----------|
| 1番 秋山 幸夫   | 2番 宮澤 一夫  | 3番 清水 文江  | 4番 浦部 隆  |
| 5番 浅見 健司   | 6番 折茂 新一  | 8番 関根 隆雄  | 9番 折茂 高弘 |
| 10番 金澤 貞夫  | 11番 岩下 次夫 | 12番 茂木 由子 | 13番 山口 暁 |
| 14番 福田 俊太郎 |           |           |          |

### [出席農地利用最適化推進委員]（4名）

- |          |          |          |           |
|----------|----------|----------|-----------|
| 4番 根岸 和也 | 7番 茂木 幹夫 | 9番 眞下 篤夫 | 12番 浦部 信幸 |
|----------|----------|----------|-----------|

### [事務局]

- |       |      |         |       |
|-------|------|---------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 次長補佐兼係長 | 瀧澤 透  |
| 主 任   | 牧 眸美 | 主 任     | 笠原 諒亮 |

(開会15時02分)

事務局次長補佐 新年あけましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。ただ今から、令和5年第1回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それと前回の法人の保留の件についてですが、12月22日に法人の代表と施工業者、行政書士を呼んで聴き取りを行いました。施工業者の方からは、先走り工事をしてしまい申し訳ないとの話でありましたが、改めて始末書を提出していただきまして、提出後に定例会でご審議をしていただきたいと思います。

と思います。よろしくお願ひ致します。それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願ひいたします。

(会長挨拶)

事務局次長補佐 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願ひいたします。

議長 　それでは、ただ今より、令和5年第1回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。2番宮澤委員、3番清水委員の両名にお願ひいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第1号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明お願ひします。

(説明終了)

議長 　議案第1号について、事務局の説明が終わりましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(浦部委員挙手)

議長 　はい、浦部委員。

浦部委員 　計画変更理由のところに、設定人は被設定人の要望を受け入れたいとありますが、これはもう了解しているわけですか。

議長 　事務局お願ひします。

事務局 　これについては了解を得られております。

浦部委員 　地上権がどういうものかも理解しているということですか。

議長 　事務局お願ひします。

事務局 　そこまでは被設定人に確認しておりませんが、お互いに押印したものが申請されているので、承知の上と思われまふ。

(福田委員挙手)

議長 はい、福田委員。

福田委員 計画変更理由ですが、「被設定人は、賃貸借権の設定から地上権の設定に変更したく、本申請に及んだ」とありますが、これでは理由ではなく、申請内容をそのまま言っているだけで、地上権設定に変更したい理由が書かれていないですね。実際のその理由ですよ。

議長 事務局お願いします。

事務局 お答え致します。当初の法人とKさんの間で結ばれていた契約内容が、地上権の設定で契約していたようで、農地転用の申請の際に間違えて賃貸借権の設定にしてしまったという事です。申請時に作った書類を間違えてしまったため、今回改めて賃貸借権から地上権の設定に変更したいとお聞きしております。

議長 ここで暫時休憩とします。

(休憩15時30分)

(再開15時35分)

議長 休憩を解きます。他に意見がありますか。それでは意見もないようですので、採決いたします。議案第1号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第1号整理番号1番については申請のとおり決定します。続きまして議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしく願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩15時36分)

(再開16時13分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、東平井の農地1筆、面積513㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断しましたが、議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項第1号、すべてを効率的に利用しなければならないに該当するため、保留として意見聴取することと意見決定しました。整理番号2番は白石のAさんが、農業経営の安定を図るため、三ツ木の農地1筆、1,967㎡を売買にて取得するものです。下審査においては申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にもあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第2号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第2号整理番号1番については保留とし、申請人から意見聴取をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第2号整理番号1番については保留と決定します。次に、整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので採決します。議案第2号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第2号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、本郷のTさんが、本郷の農地を売買で取得し、専用住宅用地として転用するもので、農地1筆、面積は184㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、三ツ木の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は1,147㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第3号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号1番は許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 6 番の 4 件です。整理番号 3 番は、市外の法人が、岡之郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 718 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、市外の法人が、上大塚の農地を賃貸借で借り受け、砂利採取の為、一時転用するもので、農地 8 筆、面積 7,756 m<sup>2</sup>、農地区分は農振ですが、一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、上大塚の Y さんが、上大塚の農地を売買で取得し、専用住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 449 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、下戸塚の H さんが、牛田の農地を使用貸借で借り受け、専用住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 310 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 3 号整理番号 3 番から 6 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 3 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 3 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 3 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号4番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として、群馬県農業会議常設審議委員会で意見聴取します。次に、整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号5番は許可と決定します。次に、整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第3号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第3号整理番号6番は許可と決定します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明をお願いします。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第4号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。



続きまして議案第5号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明をお願いします。

（説明終了）

議長 　　ただ今、議案第5号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 　　特に意見もないようですので、議案第5号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということによろしいですか。

（異議なし）

議長 　　異議なしと認め、議案第5号農用地利用配分計画（案）についてはそのように決定します。続きまして報告第1号・2号を一括上程いたします。事務局より説明をお願いします。

（説明終了）

議長 　　ただ今、報告第1号・2号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（浅見委員挙手）

議長 　　はい、浅見委員

浅見委員 　　確認なんです、13ページの番号67番、市外の法人が売買で分譲住宅用地を買いますよということですが、ここは前に法人が借りた土地とは違う場所ですか。法人という別会社で農業法人やってたと思いますが、前に市内の土地をかなり借りた案件があったと思います。その時に私は相手が法人で不動産だから最終的には売買で住宅になってしまうのではないかという発言をしたと思います。これは新たに、この筆をまとめて住宅用地として開発かけますよということによろしいのですか。法人が借りたところはだいたい高崎前橋関係は農地に戻して、今はハウスでミニトマトをやっていますが。

事務局 　　このところは、届出が出た時に貸借の履歴などを確認していますが、ここに関しては法人は載っていませんでしたので別の筆になると思います。

浅見委員           はい、わかりました。

議長                他にご意見がありますか。

(意見なし)

議長                特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和5年第1回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会16時31分)